

入所申込み相談の皆様へ



施設名	介護福祉施設	静光園
住 所	432-8063 浜松市中央区小沢渡町 1300 番地の 1	
電 話	053-445-1300	FAX 053-445-4166

本日は、入所相談（申込み）にお越し下さり、ありがとうございました。
ご存知の通り申込み者が多数で、現在かなりの長期に渡りお待ちいただく場合があり、大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解をお願い申し上げます。

■ 静光園として

当施設は、ご利用者の尊厳を大切にし、その人らしい人生を送っていただくための、日常生活の支援を目的とする介護老人福祉施設です。

1つのフロアは2～3の生活単位（ユニット）で構成され、各ユニットは心身の状況を配慮した15～20人程度のグループケアで生活していただいている。フロア内は決して区画されていません。フロア内はどなたも自由に行き来でき、エレベーターを利用しての他のフロアへの訪問も自由です。施設内は居室も含め鍵を使用しておりません。なるべく開放的な空間での生活をしていただくことを大切にしています。当施設では認知症の方も特別な区別をしていません。それは負った障害の違いでこそあれ、老いの時を共有することが生活であることを基本としているからです。時にストレスを感じることもあると思いますが、縁あって共に人生を送る生活者としての支え合いを大切にしたいと考えています。職員もその理念の元、精一杯皆様をご援助させていただいている。

また、ご利用者の皆さんはそれぞれに負った老いと心身の障害や疾病により、いつでも転倒や誤嚥、その他の急変を起こされるリスクを負っています。当施設はこうした不安定なご利用者でも、過度に安静を優先し日中ベッドに寝かせきりにはしたくありません。Dr ストップのない限り、少なくとも三度の食事は車椅子等でユニットのリビングで過ごしていただくようになっています。またレクリエーションや全体行事などにも参加していました。憩いや潤いを感じられるような生活を送っていただきたいと願っています。

さらに、ご利用者の生活をご支援させていただくために、ご家族との連携を大切にしています。年2回の家族会の開催や、日常生活の様子をお手紙でお知らせするなど情報を共有して、できる限りご家族様の視点で見つめてまいりたいと思っています。ご家族様のご理解をよろしくお願ひ致します。

■ 医療対応について

特に、ご利用者の生活の支援を基本としてご援助させていただきますので、医療対応に関しましては、必要に応じ他の医療機関への受診、入院等をお願いすることがあります。その場合、通院等への同行のご協力はなるべくお願い致します。専門医の説明や付き添い中の様子などは、ご利用者の心身の状況を理解していただく大変良い機会となります。変わらないように見えて日々人生の終焉に向かって歩まれています。離れて暮らしても、ご家族様にはできる限りご本人の歩み行く姿を見つめていただきたく思います。

■ 入所申し込みについて

入所のお申し込みに際しては、入所予定者的心身の状況等を具体的にお聞かせ下さい。また、病状により紹介状や診断書を依頼させていただく場合があります。

また下記の状況にある方は、受け入れが困難なこともありますので、ご了承下さい。

【申し込みを受けられない場合】

1. 医療対応の必要が常時ある場合

- ① IVHの方
- ② インシュリン注射の必要な方
- ③ 痰のからみ等があり、特に夜間にも吸引等の医療対応が必要な方

④ 透析など継続的に通院を必要とする方（ご家族が全面的に協力して下されば可）

⑤ 精神疾患等で常時薬の調整や専門医の診察等の必要な方

2. 共同生活上支障のある方

① 他の利用者等に危険な行為（暴言暴行等）がある方

② 徘徊等の問題行動があり、他の利用者の生活に支障がある方

3. その他

① 要介護認定で要介護状態と認められない方

② 抑制、拘束等の必要な状況にある方

③ ご本人が施設での生活を望まず、強い拒否を訴えられる場合

④ ご家族等のご理解、ご協力が得られない場合

⑤ その他施設での生活が不適当と認められる方

尚、入所申し込みを受け付けた後、上記の容態となられた場合は、申し込みを一旦保留とさせていただき、容態が改善された後に入所検討をさせていただきます。

入所後において上記の状態が発生した場合は、ご家族様と相談の上、転所や転院も含め、今後の対応を検討させていただく場合があります。

また、入所をお待ちいただいている間に、他の施設に入所されたり、体調等の変化で入所を辞退される場合は、必ずご連絡くださいますようお願い致します。

※入所が決まるまで

特養ホームに申し込まれても、すぐには入所できないと聞いて心配だという声が聞かれます。また、申し込んでも順番がどのように決められているのか分からないので、将来的の計画が立てられないという方もいらっしゃいます。「入所判定」は、次のように行われます。

入所判定の流れについて

■ 申し込み方法

要介護度『3』以上の方で、直接、当園にお越しいただきお申し込みいただきます。その際、入所予定者の現在の心身の状況や病歴、また要介護状態となられた経緯や生活状況等をお伺い致します。入所予定者のことをお聞かせいただける方のご来園をお願い致します。

なお要介護度『1』『2』の方でもお申し込みはいただけます。心身の状況や生活環境において、浜松市と相談の上、優先入所検討委員会で特例入所者に該当するか判定します。要介護度の変更があった場合、ご連絡をお願いします。

■ 優先入所検討委員会について

静岡県が示した優先入所指針に基づいて、申し込みいただいた方の心身の状態やご家族等の状況をコンピューターに入力し、優先度が高いと判定された方より、施設内部で行う優先入所検討会にて検討して、優先順を決めていきます。その際、事前に入所検討会の対象になる方の詳細情報（申し込み時よりの変化等）を電話等で確認させていただきます。

■ 入所の決定方法

上記の優先入所判定委員会で決められた方の訪問面接を行います。
訪問面接の結果（身体状況・介護状況・生活状況など）と健康診断書・紹介状に基づいて、施設内にて検討会を行い、入所を決定致します。
また、その結果はお電話等でお知らせ致します。

■ ご入所のお知らせ

施設に空床ができましたら、ご連絡を致します。

入所にあたり、かかりつけ医からの紹介状と※健康診断書が必要となります。

ご連絡を差し上げた日から、おおむね、2週間以内での入所を予定していますので
ご準備をお願い致します。

※入所の話を進めていく段階で、ご家族様に健康診断書（介護老人福祉施設入所専用）をお渡します。